

平成21年(ラ)第1998号 子の監護に関する処分(子との面接交渉)審判に対する抗告事件(原審・千葉家庭裁判所平成20年(家)第1012号、同第1013号)

決 定

本籍 大分県豊後大野市 [REDACTED]

住所 東京都国立市 [REDACTED]

抗 告 人 [REDACTED]

同代理人弁護士 [REDACTED]

山 本 志 都

本籍 福岡市 [REDACTED]

住所 千葉県習志野市 [REDACTED]

相 手 方 [REDACTED]

本籍 上記相手方と同じ [REDACTED]

住所 上記相手方と同じ [REDACTED]

相 手 方 [REDACTED]

本籍 相手方らと同じ [REDACTED]

住所 相手方らと同じ [REDACTED]

未 成 年 者 [REDACTED]

平成14年 [REDACTED]月 [REDACTED]日生

本籍 相手方らと同じ [REDACTED]

住所 相手方らと同じ [REDACTED]

未 成 年 者 [REDACTED]

平成17年 [REDACTED]月 [REDACTED]日生

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

第1 抗告の趣旨及び理由

本件抗告の趣旨及び理由は、別紙「即時抗告申立書」に記載のとおりである。

## 第2 事案の概要

1 本件は、抗告人（昭和50年[月]日生）が、かつて事実婚の関係にあつた相手方[ ]（昭和56年[月]日生、相手方[ ]及び同人と婚姻している相手方[ ]（相手方[ ]に対し、相手方[ ]と[ ]の間の子である未成年者[ ]（未成年者[ ]及び抗告人と相手方[ ]の間の子である未成年者[ ]（未成年者[ ]との面接交渉を求めた事案である。なお、未成年者らは、相手方らの婚姻に伴つて相手方[ ]と養子縁組している。

2 原審判は、原審判主文掲記の方法で、未成年者らとの面接交渉を行う旨の審判をしたところ、これを不服とする抗告人が本件即時抗告を申し立てた。

## 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、抗告人と未成年者らの面接交渉の実施について、原審判主文掲記の方法によるのが相当と判断する。その理由は、次のとおり改めるほかは、原審判の理由の1ないし4（原審判2頁25行目から8頁14行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

（1）原審判3頁15行目「申立人は、」から16行目末尾までを「未成年者らをどちらが引き取るかについて話し合いがまとまるまで相手方[ ]未成年者らと共に抗告人宅に留まることになった。しかし、結局、話はまとまらなかった。」に改める。

（2）原審判4頁12行目「申立人の実家で」を「抗告人の実家に移り、抗告人不在の間は」に、13行目「相手方[ ]に無断で」を「相手方[ ]の事前の了解なく」に、15行目「相手方[ ]は、」から17行目末尾までを「相手方[ ]は、抗告人が未成年者らを抗告人宅に引き取ったことを知り、同年8月1日ころ、抗告人に対し、内容証明郵便を送付して、未成年者らの引渡しを求めたが、抗告人がこれに応じなかつた。」にそれぞれ改める。

（3）原審判7頁13行目から8頁4行目までを以下のとおり改める。

「そこで検討するに、上記2認定の事実によれば、抗告人と相手方 [ ] は、内縁関係の解消とそれに伴う未成年者らの養育の問題につき、当初、知人らを交えて話し合いを行い、とりあえずは合意の上で未成年者らを抗告人の実家に預ける等して協議を続けていたものの、次第に対立を深めて互いに不信感を強めていったこと、その間、未成年者らは、短期間のうちに東京と福岡、大分等と転居を繰り返し、その都度、監護者が交代して監護養育の環境が安定せず、上記のとおりの両親の不和も相まって、心理的にも非常に不安定な状態に晒されていたこと、平成19年10月に相手方らの下に移り、相手方らの婚姻に伴って相手方 [ ] と養子縁組した上、平成20年3月、相手方らとその間に生まれた長男とともに、家族5人で千葉県習志野市の現住居に移り住み、現在、未成年者 [ ] は7歳で小学校1年に在学し、未成年者日向は4歳であるところ、これらの事情を総合して考慮すると、未就学の幼児である未成年者 [ ] については、当面、親権者である相手方らと同胞に囲まれた安定した環境の下で監護養育して心身の涵養を図ることが最も重要であり、抗告人と未成年者 [ ] の面接交渉も相手方らによる監護養育と両立する範囲内のものでなければならない。もとより、未成年者 [ ] の健全な育成のためには、実父である抗告人と継続的な交流を図って愛着関係を維持する必要のあることは言うまでもなく、その面接交渉の機会をできる限り保障しなければならないが、他方で、面接交渉を円滑に実施して未成年者と別居親の交流を意義あるものとするには、同居親と別居親との協力関係の形成が不可欠である。しかし、本件においては、抗告人と相手方 [ ] の対立が深刻な状態にあって協力関係が失われていることから、このような両親の葛藤が未成年者に与える影響をできる限り避けつつ、面接交渉の実施のための実効性ある条件を考えると、現時点において、未成年者 [ ] を相手方らから長時間引き離すことになる宿泊付きの面接交渉を設定することは時期尚早と言わざるを得ず、とりあえず、2か月に1回、第2日曜日の午前10時から午前12時までの2時間、相手方らと未成年者 [ ] の住所地である千葉県習志野市又はその周辺で面接交渉させることによって、抗告人と未成年者 [ ] の交流を重ねながら、相手

(平成22年2月15日付原審判決主文の複数抄写) 由りて有罪

方らとの関係改善を図り、面接交渉の方法を更に柔軟化させて交流の度合いを深め、未成年者[ ]の健全な育成に向けた実父母の協力関係を再構築する方向で努めていくことが、子どもの福祉に適うものと判断する。」

2 抗告人は、原審判の定めた面接交渉の時期及び方法は、両親の葛藤を過度に重視して、抗告人と未成年者らとの良好な関係を無視しており、実質的な親子間の交流が可能となるための面会交流の方法として極めて不十分で、隔月に1回2時間の面会では親子の交流に値するものではなく、未成年者らと別居親の権利を侵害するものであって許されない等と主張する。しかしながら、両親の葛藤が続いて協力関係が失われた状態では面接交渉の円滑な実施も困難となり、それが更なる対立を呼ぶことで、対象となる未成年者本人の心身にも悪影響を及ぼすであろうことは容易に想定することができるから、面接交渉の条件設定にあたって配慮することは避けられないと言うべきである。抗告人と未成年者らとが良好な関係にあることが窺われ、実父として未成年者[ ]の養育に関わりたいとする抗告人の熱意を考慮しても、現状においては、主文掲記の面接交渉の方法によるのが相当と言わざるを得ない。

また、未成年者[ ]については、相手方[ ]の連れ子として、抗告人との事実婚の期間を通じて同居生活を送り、別居後においても良好な関係を維持していることが窺えるが、抗告人の実子でなく、そのことを未成年者華月も承知していることや同居期間が2年程度であったこと等の事情に鑑みれば、前記引用に係る原審判の判断が不当なものとは言えない。

3 よって、主文のとおり決定する。

平成22年2月15日

東京高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 一 宮 なほみ